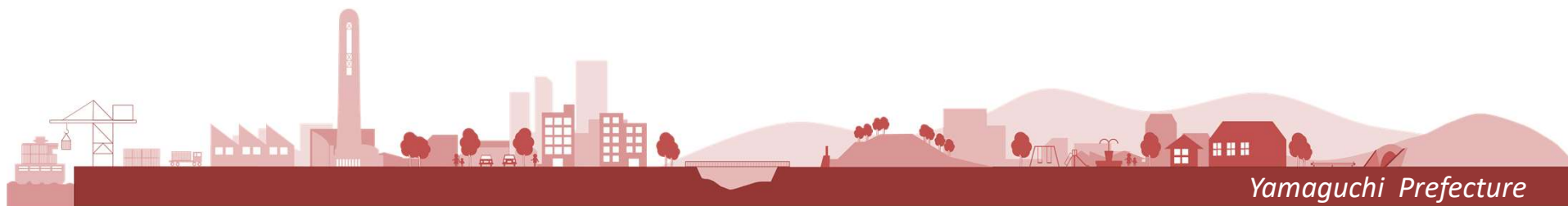


担い手確保に係る山口県 の施策等について

山口県監理課建設業班

令和6年10月22日（火）



○出前授業

建設業従事者が学校に赴き建設産業の魅力を伝える授業を実施



○工事現場見学会

高校生・女性・親子を対象に実施



○建設業従事者と生徒の意見交換会

若手従事者との意見交換会、けんせつ小町との座談会を実施



○魅力発見フェア

やまぐち富士商ドームにて、中高生等を対象に県内建設企業との交流や建設業の技術・技能体験を実施



○やまぐち建設フェス！

道の駅きららあじす横広場にて、誰でも無料で参加でき、楽しく遊びながら建設産業の魅力を感じることができる体験型イベントを実施。



○魅力発信ポータルサイト『やま建Navi』

記事・動画など様々なコンテンツにより、業界全体で一元的に、学生・生徒や求職者等へ情報発信



『やま建Navi』



Instagram
『やまぐちの土木建築』

○建設企業合同説明会

各ハローワーク・学校で企業合同説明会を実施



○働き方改革セミナー

建設ディレクターの取組やロールモデル企業による働き方改革の事例を紹介

○建設ディレクター導入支援研修

経営者・技術者へ導入から定着をサポートする研修を実施

○働き方改革アドバイザーの派遣

各企業の状況に応じ、個別支援を実施



建設企業向け
アドバイザー派遣
無料

2024年開始に伴う長時間労働の是正や生産性の向上など、人口減少による人手不足問題等に
対応していくため、建設業界にも働き方の見直しが必要とされています。
山口県内においても、すでに取り組みを開始し、成果をあげている企業が増えてきています。
県では県内建設企業の働き方改革への取り組み支援として、社会保険労務士や働き方
改革推進企業の経験者など、企業等のニーズに応じたアドバイザーを派遣します。

悩まされている企業様へ、具体的な解決策を提案させていただきます。

こんなお悩みはございませんか？

- 一人ひとりが
もっと活躍できる
環境にしたい
- 時代の変化に
うまく対応
して欲しい
- 働き方改革
の推進に
困っている

まずは一度お話を聞かせてください！
働き方改革に関する内容ならOK！
「まずはアドバイザーから話を聞きたい」だけでもご相談いただけます！

ご相談・ご要望に合わせた
アドバイザーを派遣します。

● アドバイザー派遣内容例 ●

働き方改革関連法 改正への対応	採用力強化や 離職防止など 人事対策	建設DXや デジタルツール等 の活用	助成金の活用
・各業種・職種の就業や賃料 作成のサポート ・賃料・二日課業種への就業 支援	・採用がうまくいっていない 企業への採用支援 ・女性や外国人労働者等の 受け入れ支援	・お仕事の効率化やツール の紹介 ・生産性の向上に向けた 取り組みの紹介	・建設業で活用できる助成金 の紹介 ・実際に活用している企業 の事例紹介

● そのほかにも 「アプス」環境を整えたい！ 「建設デジタル化」導入に向けて、導入メリットや導入企業の紹介。
その他、お気軽にご相談ください。

● ご相談、アドバイザーの派遣はすべて無料
(必要に応じて旅費補助)
● 訪問またはオンライン
● アドバイザー：社会保険労務士、先進企業の経営者等

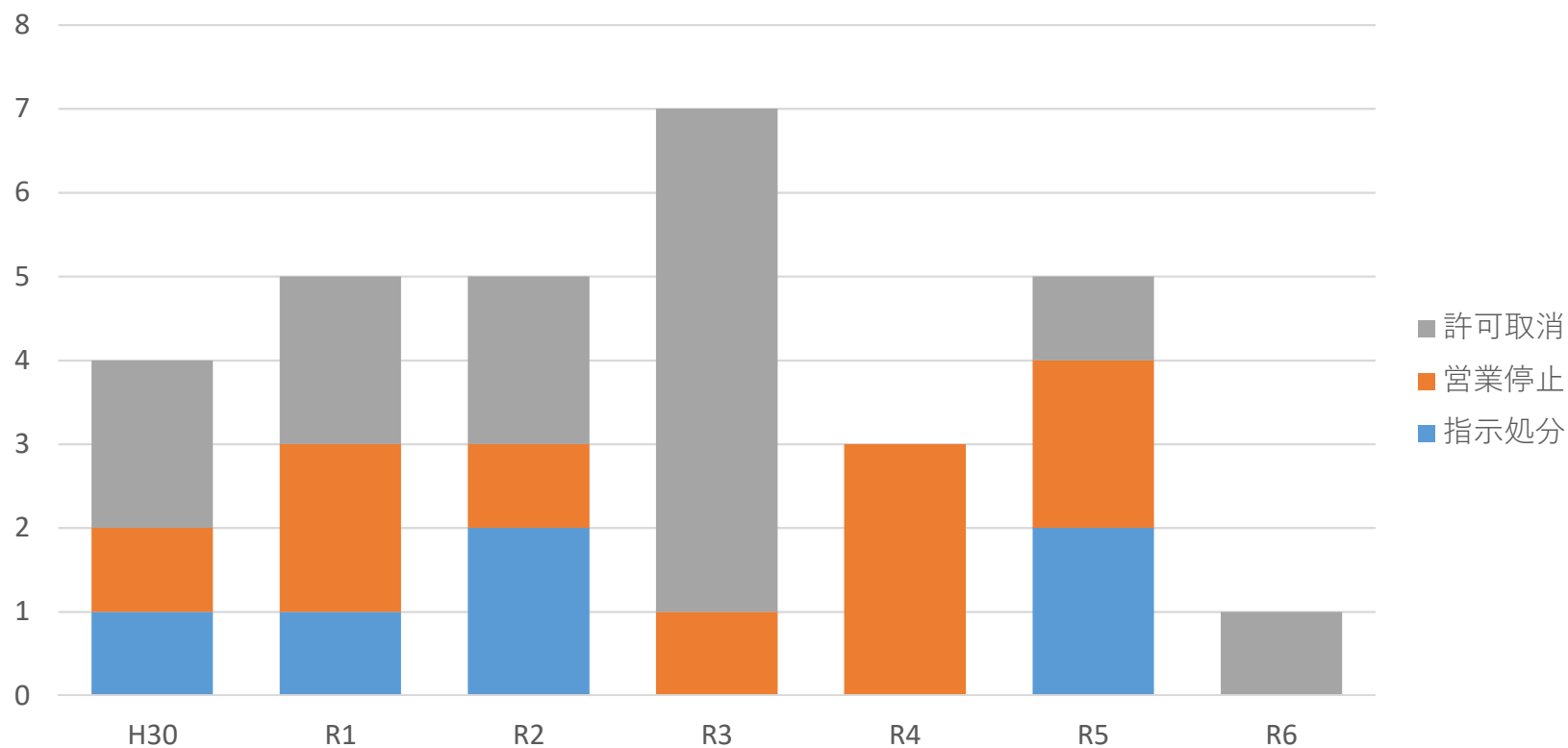
● お申し込み：
右記2次元コードよりお申し込みください。
※全体の規定回数に達し次第、
締めさせていただきます。

お問い合わせ
山口県 山口しごとセンター TEL 083-976-1145 (相談)
〒754-0041 山口県山口市中央1丁目1番1号 302号室
FAX 083-972-3880 E-mail: dobokukenchiku@job.jp

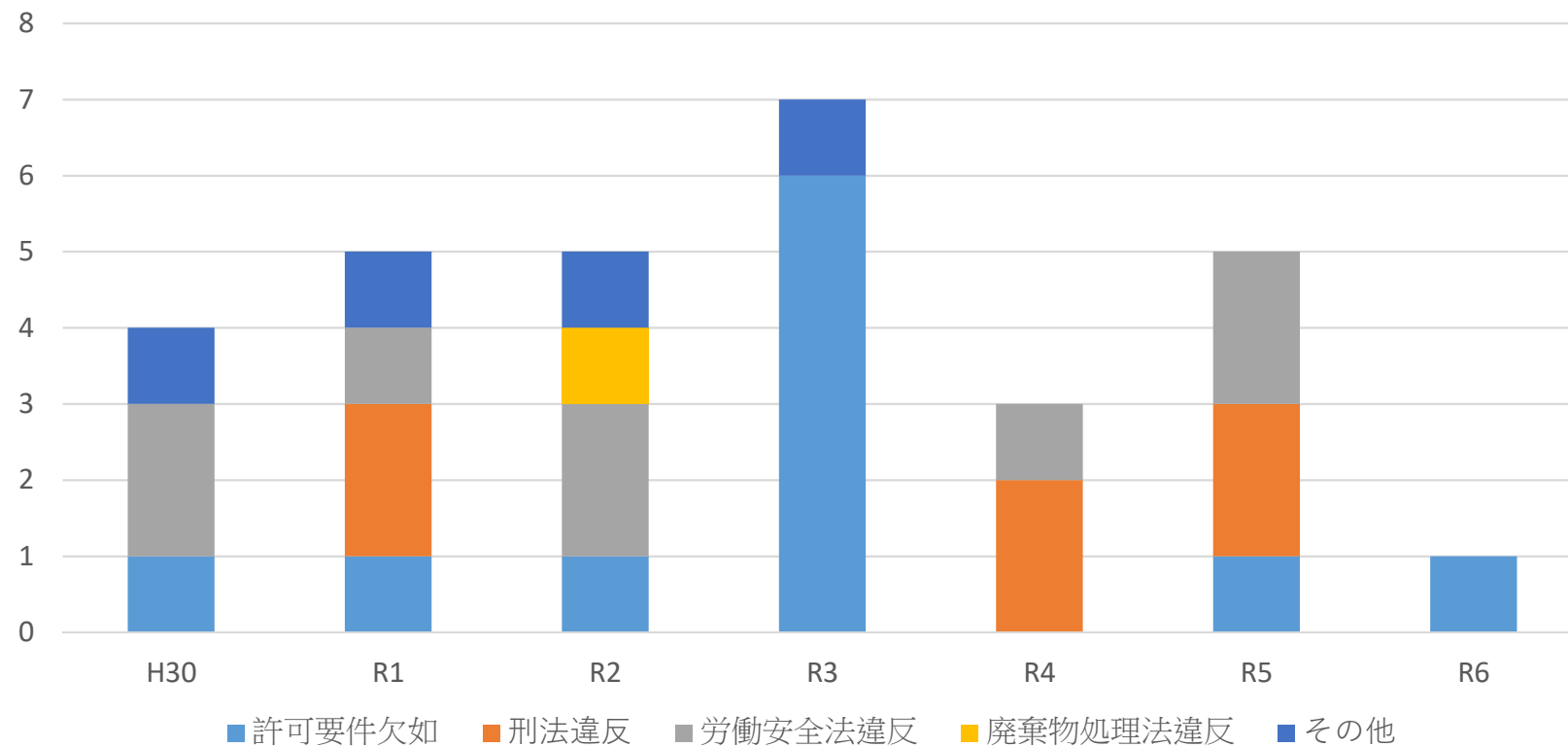
建設業違反による監督処分件数

監督処分件数は、令和 4 年度減少したが、令和 5 年度は 5 件の監督処分を行った。

平成 30 年度から令和 6 年度上半期までの推移



平成30年度から令和6年度上半期までの推移



- 平成30年度～令和6年度上半期の監督処分
の主な違反内容

【建設業法の許可要件違反（欠格要件該当等）】

暴行等の刑罰への該当や資格要件の欠如

【刑法違反】

贈賄や談合

【労働安全法違反】

死亡事故が3件発生

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反】

法律の除外理由のない廃材の焼却

- 廃棄物処理法違反や宅地造成及び特定盛土等規制法違反について監督処分基準改正により厳罰化が行われています。
- 処分の内容
役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は15日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは7日以上の営業停止処分を行うこととする。
- 山口県の監督処分基準は監理課ホームページに掲載しています。
- **<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/126/23463.html>**